

2026年(令和8年)6月1日より 入院時の食事に係る標準負担額が改定されます

●入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の
自己負担が必要です。

【入院時1食あたりの負担額】

所得区分		1食あたりの標準負担額	
70歳未満	高齢受給者 後期高齢者	R8年5月31日 まで	R8年6月1日 から
上位所得者「ア」「イ」 一般所得者「ウ」「エ」	現役並所得（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） 一般	510 円	550 円
住民税非課税「オ」	低所得（Ⅱ）	240 円	270 円
	低所得（Ⅱ） (入院 90 日超)	190 円	220 円
	低所得（Ⅰ）	110 円	130 円
指定難病患者・小児慢性特定疾患患者		300 円	330 円